

福岡県森林環境税事業評価委員会の公開に関する要領

第1 趣旨

この要領は、福岡県森林環境税事業評価委員会設置要綱（平成20年5月19日施行。以下「設置要綱」という。）に基づき、福岡県森林環境税事業評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開

- 1 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、委員会の会務を総理するもの（以下「委員長」という。）は当該会議を公開しないことができる。
 - (1) 審議事項が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条各号に規定する非開示情報を含み、公開により個人の権利の侵害その他の支障を生ずるおそれのあるとき。
 - (2) 公開により公正または円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成できないおそれがあるとき。
- 2 会議の公開または非公開の決定は、委員長が委員会に諮って行うものとする。

第3 傍聴定員

傍聴の定員は10名以内とし、傍聴希望者が10名を超えた場合には、抽選により傍聴者を決定する。

第4 傍聴手続

- 1 傍聴の申込みは、会議開始30分前から会場において受付し、会議開始10分前に締め切る。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ氏名を記帳し、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。

第5 傍聴することができない者

次の各号に該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者

第6 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は静粛に傍聴するものとし、会場内での発言、拍手その他の方法による公然たる賛否の表明、その他委員会の会議を妨げる行為をしないこと。
- (3) 写真等の撮影、録画、会議における発言の録音等をしないこと。ただし、事前に事務局に申し出がある場合で、委員長の許可を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 会場内での飲食、喫煙、携帯電話の使用等、会議の秩序を乱す行為をしないこと。

第7 報道機関の傍聴

報道機関は、傍聴定員とは別とする。傍聴中は、第6の規定に従うものとする。

第8 退場措置

傍聴者が第6の規定に違反した場合は、委員長は退場を命ずることができる。

第9 傍聴要領

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、委員長は、別途作成した傍聴要領を傍聴者に配付することとする。

第10 委員会開催の周知方法

「福岡県森林環境税事業評価委員会開催のお知らせ」(別紙)を作成し、県のホームページにて公開することとする。なお、報道機関にも開催に関する情報を提供することとする。

第11 議事録等の公開

委員会の議事録及び提出資料等は、県のホームページにおいて公開する。また、非公開の場合でも、会議録(要旨)を公開するよう努めるものとする。

第12 委員長の措置

この要領に定めるもののほか、委員長は、委員会の円滑な審議を確保するため、随時必要な措置をとることができる。

附則 この要領は、平成20年7月17日から施行する。

福岡県森林環境税事業評価委員会の開催のお知らせ

年度第 回福岡県森林環境税事業評価委員会を次のとおり開催します。
なお、当会議の傍聴手続は次のとおりです。

年 月 日
福岡県森林環境税事業評価委員会
委員長

1 開催日時及び場所

(1) 日時

年 月 日() 時から 時まで

(2) 場所

(福岡市博多区 番 号)

2 会議の議題

(1) について

(2) について

3 傍聴者の定員

10名

4 傍聴手続

傍聴希望者は会議の開始30分前から10分前までに、会場において受付をすませた上で、係員の指示に従い会場に入場してください。

なお、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

5 その他

会議は原則として公開ですが、委員会の判断により非公開となる場合があります。

6 問合せ先

福岡県森林環境税事業評価委員会 事務局

(福岡県 農林水産部 森林保全課 森林再生係)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3540直通 県庁内線4064

福岡県森林環境税事業評価委員会傍聴要領

1 傍聴（公開）の対象

会議は公開を原則としておりますが、委員会の判断により会議を非公開とすることがあります。

また、開会中に非公開とする必要が生じたときは、傍聴者の方は退場していただくこととなります。

2 傍聴手続

- (1) 委員会の傍聴を希望する方は、会議の開始 3 0 分前から 1 0 分前までの間に、受付を済ませてください。
- (2) 傍聴者が 1 0 名を超えた場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴決定者は、係員の指示に従い会場に入場してください。

3 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 委員会開催中は静粛に傍聴するものとし、会場内での発言、拍手その他の方法による公然たる賛否の表明、その他委員会の会議を妨げる行為をしないこと。
- (2) 写真等の撮影、録画、会議における発言の録音等をしないこと。ただし、事前に事務局に申し出がある場合で、委員長の許可を受けた場合はこの限りではありません。
- (3) 会場内での飲食、喫煙、携帯電話の使用等、会議の秩序を乱す行為をしないこと。

4 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、会長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、上記 3 の規定に違反したときは、退場していただくこととなります。